

平成31年度 予算編成方針

1 はじめに

(1) 経済状況と国の動向

内閣府が公表した9月の月例経済報告によれば、我が国経済の基調判断は、「景気は、緩やかに回復している。先行きについては、雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。」とする一方で、「通商問題の動向が世界経済に与える影響や海外経済の不確実性、金融市場の変動の影響に留意する必要がある。」とされるなど、依然として不透明な状況にある。

(2) 平成31年度の地方財政見通し

本年6月に閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針2018」においては、「人づくり革命」と「生産性革命」を実現・拡大し、潜在成長率の引き上げを図るとともに、成長と分配による経済の好循環拡大を目指すこととしている。

また、交付団体をはじめ地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について、平成30年度の地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとしている。

これを踏まえ、8月に総務省が公表した「平成31年度の地方財政の課題」において、平成31年度の地方財政収支見通しを仮試算したうえで、「出口ベース」の地方交付税を30年度当初予算比0.5%減と見積もっている。

(3) 本市財政の今後の見通し

平成29年度一般会計決算における自主財源比率は43.6%であるが、公共施設整備基金への積替え70億円の特殊要因を除くと35.5%となる。歳入構成比では、地方交付税32.3%、市税18.2%と地方交付税への依存度が極めて高く、依然として脆弱な財政構造である。

普通交付税については、平成28年度10%、平成29年度30%、平成30年度50%と進んできた合併算定替の段階的縮減は、平成31年度には70%の縮減が行われることとなる。

そのため、平成30年度の普通交付税は現時点で152.5億円と前年度から1.6億円の減となっており、本市の財政見通しでは、平成31年度の地方交付税は、平成30年度と比較し、さらに1.2億円の減収が見込まれ、市税についても、固定資産税が土地の下落傾向の影響により減少が見込まれる。

平成29年度当初予算では10億円、30年度当初予算では12億円をそれぞれ財政調整基金から繰り入れて収支均衡を図っているが、歳入規模に見合った歳出規模に縮減していかなければ、今後ますます予算編成が困難となることは必至である。

このような厳しい財政状況を職員一人ひとりが認識し、業務改善に積極的に取り組むとともに、今後も国の経済財政運営の動向や幼児教育の無償化及び社会保障関連経費の動向に注視し、適時適切に対応していく必要がある。

2 基本方針

(1) 市民の日々の暮らしを着実に支え続ける

厳しい財政状況下にあっても、市民目線を基本とし、自治体の最も重要な責務である、市民の日々の暮らしを着実に支え「豊岡で暮らして良かった」と市民が実感できるまちづくりを進める。

(2) 基本構想に掲げる「小さな世界都市-Local&Global City-」を実現する

基本構想に掲げる戦略目的（めざすまちの将来像）「小さな世界都市-Local&Global City-」を実現するための主要な手段（達成すべき状態）、

- ア 自然との共生が徹底されている。
- イ 地域の歴史、伝統、文化が守られ、新しい工夫が加わり、引き継がれている。
- ウ 優れた文化芸術が創造され、人々が楽しんでいる。
- エ 多様性を受け入れ、支え合うリベラルな気風がまちに満ちている。
- オ 内発型の地域産業がすくすくと育っている。
- カ 子どもたちが地域への愛着を育み、豊岡で世界と出会っている。

に基づいた取組みを強力に推し進める。

上記アからカの状態を達成するため、4年間の具体的手段についての取組み方針を市政経営方針で定めている。基本構想及び市政経営方針については、関係課で戦略的政策評価を実施し、戦略体系図を作成することとしているので、その戦略と齟齬が無いよう要求すること。

(3) 地方創生に的確に対応する

「豊岡市地方創生総合戦略」は、人口減少のスピードを極力和らげるとともに、その施策を通じて、なお進む人口減少下にあっても地域活力を維持しようとする戦略である。

この戦略を着実に推進するための施策、事業については、必要性や有益性、将来コストとともに、その成果を充分吟味したうえで要求されたい。

ただし、国の地方創生交付金充当事業のうち、交付対象期間が経過するものについては、事業の見直しや別財源の確保を行うこと。

なお、関係課等（政策調整課、ハートリーフ戦略室）と事前に十分協議調整した上で要求すること。

《地方創生交付金充当事業の年度別期間満了状況》

単位：千円

区分	30年度末	31年度末	32年度末	合計
対象事業費	133,163	156,670	60,675	350,508
うち交付金	66,582	78,336	30,338	175,256

(4) 戦略的政策評価に基づき成果重視の予算を編成する

本市では、戦略体系図を用いた戦略的政策評価の手法を取り入れている。この戦略的政策評価の基礎である「成果重視」と「選択と集中」を徹底し、市民との「対話と共感」を重視しつつ、限られた資源である「ヒト、モノ、カネ」を活用し、最大の成果を上げるよう、戦略性を十分に検討した上で要求されたい。

(5) 「KAIZEN」意識を持つ

戦略的政策評価の考えでは、常に目標とする成果（戦略目的）に対する手段の見直しが必要となる。したがって、経常的経費についても目標（成果）に対する手段（施策）や手

法に改善の余地がないかを常に検証することが不可欠である。日常的に業務改善・改革を実践された上で、目標とする成果（ねらい）を明確にして戦略的な予算要求を行うこと。

特にイベントについては、今年度実施した調査により、単なる前例の踏襲ではなく、「行事から事業へ」の考え方を明らかにした。イベントを含め各種事務事業について、その効果や市の関与基準を考慮し、予算要求を行うこと。

3 経常的事業に係る要求限度額

経常的経費のうち物件費、維持補修費、庁費等の一般行政経費については、枠配分方式を実施する。

枠配分額については、一般行政経費については、平成30年度当初予算額を基準として要求限度額を設定する。

なお、平成30年度要求時は政策的経費で要求したが、平成31年度以降に経常化する事業費についても、要求限度額に含めることとし、各部局においては、配分された要求限度額の枠内で、主体的及び自律的に予算編成を行うこと。

※ 要求枠を超過するものは、政策費要求・査定対象とするので留意すること。

4 予算要求基準

(1) 総括的事項

ア 当初予算の基本

歳出所要額、財源ともに1年間の見積りをベースに編成作業を行い、新年度開始後に予算補正や予算流用等が生じないよう確実に見込むこと。特に施設の修繕などは、定期点検等の結果をきちんと把握し適切に対応すること。

また、中長期的な財政負担も十分考慮し、所要額を見積もること。政策的なもので事業費の大きい事業については当初予算時に必ず要求すること。

イ 市民要望等への対応

市民要望については、各所管部局で精査し、真に必要な事案については的確に対応すること。また、決算認定、決算審査等で議会及び監査委員からの指摘事項等についても、十分検討し、適切に対応すること。

ウ 歳入の確保

歳入については、市税等の収納率の向上策や、使用料及び手数料等の増収策を積極的に検討すること。また、「豊岡市債権に関する条例」及び「債権管理マニュアル」に基づき、債権の適正管理に努め、歳入の確保を図ること。

エ 国・県補助事業の確実な見積り

例年、予算成立後に国・県補助金が減額内示され、事業計画の見直しが必要となり、市債の追加発行や一般財源による肩代わりを検討するという事態が生じている。

国及び県の予算編成や補助制度の動向に注視し、確実な額を見積もること。

オ 消費税引き上げへの対応

消費税率は、平成31年10月1日から10%に引き上げられる。工事の発注や物品の購入等について、可能なものは税率の引き上げまでに完成・納品となるように努めること。

また、市民や区（町内会）等に対する補助金については、受付時期の前倒しなど、市民生活の影響緩和について配慮すること。

特に市民負担の軽減に資するものについては、30年度12月補正においてゼロ市債（債務負担行為）の活用を検討すること。

カ 編成作業の効率化

新規事業における政策判断は要求前に必ず終えておくこととし、政策判断未了のものは要求しないこと。

前年度に要求し、予算措置されなかった事業は、原則として再度の要求を行わないこと。

キ 部長（振興局長）等を中心とした編成作業

各部の予算要求については、部長（振興局長）と部内調整担当課長、政策調整主幹を中心に、部内の重点事項を整理したうえで編成作業を進めること。

経常的経費は要求限度額を設定している。単なる一律削減的手法ではなく、施策・事業の選択と集中を行うこと。

政策的経費は、各部局の戦略目的に照らし、緊急性、市民ニーズ、費用対効果などについて各部局内において精査の上、部局単位で順位を付けて要求すること。

特に各振興局においては、地域の事情や課題についてよく議論し精査した上で、振興局プロジェクト事業の要求を行うこと。

(2) 経常的経費

ア 義務的事業

(ア) 人件費（職員課執行分）については、人件費総額の抑制に努めること。

特に、「働き方改革」の視点から、組織や事務事業の見直し、業務のアウトソーシング化等により業務改善を進め、時間外勤務を抑制すること。

(イ) 扶助費については、対象者や扶助額を徹底して精査し、また単独事業は、事業手法や給付水準の検証などを行い、予算の肥大化を招くことのないよう的確な見積もりを行うこと。

イ 固定的事業

(ア) 特別会計への繰出金及び企業会計への負担金は、繰出基準に基づき必要額を要求すること。

(イ) 公立豊岡病院組合、但馬広域行政事務組合、北但行政事務組合に係る負担金については、特殊要因分を除いた上で、前年度当初予算額以内で要求することとし、確定次第、修正すること。

ウ 経常的事業

施設維持管理事業、例年実施する事業、人件費（担当課執行分）等は、別途指示する予算要求枠の範囲内で要求すること。

(3) 政策的経費

ア 主要施設等整備事業費、新規に実施する事業（ソフト事業含む）、災害復旧事業費、債務負担行為に基づく継続事業費、投資及び出資金等

(ア) 投資的経費の要求について

① 重要施策市長ヒアリング分を基本に、ヒアリング時の課題等を整理のうえ、予算化の検討を行うこと。政策協議が整っていないものは要求しないこと。

② 基本的に前年度からの継続事業及び長期財政見通しに計上されたものを対象とする。

③ 合併特例債の発行残額は、平成31年度以降、約26億円となっているため、長期財政見通しに計上している事業にしか発行できないこととなる。市債を財源とする新規のハード事業は、過疎債及び辺地債の活用なども含め、十分協議・検討の上、要求すること。

- ④ 庁舎や学校などの公共施設及び道路・橋梁などのインフラ施設の老朽化に伴う維持保全については、施設の安全性の確保や適正管理を計画的かつ効果的に実行していくこと。

特に、公共施設の整備については、「豊岡市公共施設再編計画」の方針に沿い、原則として施設の新設は行わず、建替え等を行う際には施設の複合化・多機能化・減築を前提に検討を行うこと。また、基本計画の段階から運営体制をはじめ、機能面・維持管理面等について十分に検討を行うこと。

※ 廃止、検討等の方向性を明らかにしている施設については、具体的な時期の検討（行動計画の策定）に着手すること。

(イ) ハード事業について

- ① 緊急性などの観点から充分精査し、真に必要なもののみ限定すること。
- ② 工事費の積算については、直近の入札動向や工事費の高騰、労務単価の動向等を踏まえ、適正な見積りを行うとともに、工事内容の把握に努め、手法や仕様の見直しなど特段の精査を行うこと。
- ③ 公共施設再編計画で、今後も確実に存続が必要との政策判断を得ている施設は「予防保全」に向けた対応をとるとともに、ランニングコスト削減なども勘案し、適切に対応すること。

その他の施設は、基本的に大規模改修や建替えを想定していないが、施設の安全対策等に留意し、適切に対応すること。

※29年度に作成した公共施設点検マニュアルによって点検し、その結果に基づき予算要求すること。

(ウ) 情報システムについて

情報システムの調達経費（システム及び機器等）については、「豊岡市情報システム調達ガイドライン」（平成22年3月策定）に基づく「情報システム基本計画書」を必ず添付すること。

(エ) 各種補助金について

補助金については、「補助金等の見直し基準（平成27年3月）」の「補助金等の交付基準」の要件を満たしているか十分に確認精査のうえ要求すること。

既存補助金にあっても、同基準の趣旨を踏まえ、必要に応じて事業の見直しを行うこと。

(オ) 要求順位について

戦略的政策評価による成果重視の予算編成の趣旨を踏まえ、部内又は振興局内において、行政関与の必要性、緊急性、費用対効果などを勘案して的確に優先順位付けを行うこと。査定作業では、部（振興局）内での優先順位を基本として査定し、要求順位の低いものは予算付けを行わないこととする。

(4) 留意事項

ア 経常的経費

(ア) 施設の維持管理費など固定化している経常的経費については、平成29年度決算額及び30年度執行見込額をベースに正確かつ適切に要求すること。特に積算根拠については、詳細に記述すること。

(イ) 単に前例を踏襲し、見直し・事務改善の検討が見られない事務事業は、要求限度額内であっても、所要額をカットする場合がある。

イ 政策的経費

(ア) すべての要求について、事業毎に「予算要求事務事業概要調書（政策的経費）」を作成し提出すること。

新規の事業名については、事業内容や方向性を分かりやすく示し、PR効果のある表現を工夫すること。

(イ) 事業手法、人件費を含むランニングコスト、後年度負担、関連事業・同種事業の有無など、多様な視点で十分な検討を行った上で要求すること。

(ウ) 業者見積り等に基づき要求する場合は、その見積り内容を担当部署において十分再検証した上で要求すること。

ウ その他

来年5月1日から、新元号に改元される。

長期計画の策定等における年号の記載にあたっては、西暦を併記するなど、読みやすい表記に努めるとともに、今後の事務にあたっては、前回改元時の状況も踏まえ、事務の効率化、経費節減等に配慮すること。

5 特別会計、公営企業会計

(1) 特別会計及び公営企業会計についても、一般会計予算に準ずるほか、経営の一層の効率化及び自己財源の確保を図ること。

(2) 水道及び下水道事業会計にあつては、事前に予算編成方法についての考え方を整理し、個別の財政計画をローリングした上で、予算を編成すること。

予算編成方法についての考え方及び財政計画のローリングについては、事前に財政課と協議・調整すること。

(3) 一般会計と関連する事務事業については、関係課等と事前に十分協議・調整を行うこと。

《参 考》

